

第 22 回 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会 会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成 22 年 7 月 22 日（木）19 時 00 分から 21 時 30 分
- 2 開催場所 三鷹市暫定管理地 2 階 A 会議室
- 3 委員出欠 出席 13 人
 - ・出席委員 荒木千恵子、大江宏（会長）、河本美代子、小林隆志、佐藤壽、田中茂利、寺嶋均（副会長）、時津直子、中澄子、藤生よし子、増田雅則、松井和夫、草苺正行
- 4 出席者
 - 事務局 浜三昭、内藤和男、岡本正昭、荻原正樹、大木和彦、奥山尚、飯泉研、深井恭、田中實、飯高秀男、和田良英、高畑智一、長岡博之
 - J F E エンジニアリング株式会社
 - パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 5 傍聴者 1 人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 第 6 回施設見学会について
 - (2) 建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結について
 - (3) 工事協定書の締結について
 - (4) 環境影響評価に係る事後調査計画書及び事業計画の変更について
 - (5) 既存施設の解体工事について
 - (6) 土壌調査について
 - (7) 計画通知の概要について
- 4 その他
 - 次回日程調整
- 5 閉会

【配布資料】

議事次第

- 【資料 1】 第 6 回市民検討会見学会報告
- 【資料 2】 建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結について
- 【資料 3】 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設工事に関する工事協定書

【資料4】事業計画の変更について

【資料5】既存施設の解体工事及び土壌調査について

【資料6】ふじみ衛生組合新ごみ処理施設の施設内容について

【資料7】第21回 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会 会議録（要旨）

【会議録】

午後 7 時 開会

1 開会

【事務局挨拶】

2 会長あいさつ

【大江会長挨拶】

3 報告事項

【配付資料の確認】

【事務局説明】

(1) 第 6 回施設見学会について

会 長： 施設見学会、追加の感想等あるか。

B 委員： 4 月の見学いろいろと勉強になった。当施設の参考にしたい。

1 つは、内部施設の設計上の効果的な利用という面で、大研修ホールの広さ、大会議室の広さが不明。

2 つ目は、今後予想される小・中学生らの環境学習やリサイクル教室等の予想収容人数について。

付随することとしては、見学者通路には一、二列ほどのベンチを設置する。以上、提案としたい。

会 長： ほかに意見はあるか。内容は次回、集中的に検討してく。なければ 2 つ目の報告に進みたい。

A 委員： B 委員の意見にあった、大きさについて、今回の資料では全然わからない。

会 長： 大きさについては、次回わかるようお願いしたい。

事務局： 大会議室は、今まで市民検討会を開催していた会議室の約 1.5 倍。大研修ホールは、小学生が 3 クラス（120 名位）同時に入れる大きさを想定している。サイズの詳細は、次回の検討会資料に記載する。

A 委員： 廊下の幅はどれくらいか。

事務局： 要求水準書上、3メートル以上になっているので最低でも 3メートルは確保している。長さは、東西方向が約 50メートル、サイズはもう一度確認し、詳しいサイズを次回の市民検討会の資料に記載するので、環境学習についてご議論いただきたいと思う。

(2) 建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結について

【事務局説明】

会 長： 何かご質問はあるか。なければ報告事項の（3）について説明をお願いしたい。

（3）工事協定書の締結について

【事務局説明】

会 長： 何かご質問はあるか。

A委員： この工事協定書がふじみ衛生組合と地元協議会との間で結ばれている点がちょっと不思議に思う。乙であるふじみ衛生組合が作業時間を守るとか、車両については騒音・振動を最小限にとどめる機械を使用し、抑制する工法を採用する等。一番気になるのは、損害補償について。「乙は、本工事において甲及び周辺住民からの苦情に対し誠意をもって対応するものとする」と。その上、「乙の負担において調査を行ったうえ賠償するものとする」と。これは、ふじみが実際に賠償するとなると、税金から補てんすることとなる。一般的な工事協定書とは違うような気がする。乙は建設工事の業者、J F Eであればよいのだが。

一般的には、甲は地元の住民、乙、丙と設けて、乙は建築主、丙が建築業者。この3者で工事協定を結んで、実際の工事は、丙の建築業者がやるわけなので、丙は何々する、丙は誠意を持って対処するとなる。不思議に思ったので、指摘しておく。

会 長： 事務局より説明をお願いしたい。

事務局： 業者、行政、地元と3者で結んでいる工事協定書と直接行政と住民が結ぶ工事協定書の両方がある。今回は、実際に工事をするのはJ F Eエンジニアリングだ、工事を発注するのはふじみであるため、ふじみとして何も責任をとらなくていいということにはならない。

例えば、先ほどの損害賠償の件について、一義的には、ふじみが支払うが、その払った分については、ふじみはJ F Eへ請求する。つまり、税金は使わない。あくまでも住民の皆さんとJ F Eの間にふじみが入って、うまくやっっていこう。急に1時間延長をしなければならない工事が入った場合にも、J F Eが直接住民に伝えるのはなかなか難しい。そこでJ F Eがふじみに、それをふじみから周辺の皆様に伝える。今回はそういった図式の協定書になっている。

会 長： 副会長、補足をお願いします。

副 会 長： 建設工事の契約書の中に、甲と乙が締結する工事協定書に基づいて、乙は工事を施工しなさい。乙が原因で被害を与えたような場合は、それに対して乙はかかった経費を負担する等、建設工事の契約書の中にそういう条項が入

っている。最終的に工事に伴って問題が起きた場合、請負業者であるJFEが負担するという形で解決するように仕組みができています。工事協定書だけを読むと奇異に感じられると思うが、書類上はきちんと整理してあるのでその点だけ補足する。

A委員：もう一度言いますが、一般的には、こういうやり方はしない。ふじみ衛生組合を介しワンクッション置く、非常に非効率的である。

私の経験だと、必ず甲乙丙と設けて、建築主と住民との間にも、甲乙丙で工事協定書を結んでおけば、建築主も責任持って建築業者を監督し、問題があれば、建築主も問題解決に当たると思う。今後、検討してほしい。

私たちの市民団体も、三鷹市の都市計画課には工事をやる時には必ず工事協定書を結ぶように指導してほしいとお願いしている。また、今まで都市整備部が入って結ばれた工事協定書も、甲乙丙という形で工事協定書を結んでいるということをお耳に入れておく。

会長：今の意見について、どなたか意見はあるか。

D委員：今、A委員の話を聞いて、地元住民の立場とほかの市民の立場がこんなにも違うのかとびっくりしている。我々は、工事もそうだが、これから審議する公害防止協定も、事業主であるふじみ衛生組合と話ができる、だから引き受けている。もし、これが工事業業者や、事業運営する会社と我々が直接、色々な公害問題や、工事上のトラブルの交渉をしていくとしたら大変なことになる。我々が一致して言っていたことは、当事者はっきり言えば、市長である管理者が責任を持つ。だから、我々もやりましょうという感覚でやっている。ふじみ衛生組合がすべて我々の矢面に立ってくれる、そういう意識のもとで、今回の工事協定、これからの公害防止協定にしる、やっていくつもりでいる。

会長：D委員は、地元協議会委員も兼ねているので、そういう話が出た。私もそういうふうと思う。

C委員：私も、やはり組合の責任だと思う。業者は損害賠償を喜んで払うところはないので、逃げる一手だから。そこを組合は全責任をとり、工事会社から取れなかったら税金になる、その辺は問題かもしれないが、やはり組合が前面に出て補償するというのが本来の姿じゃないかと思う。

ただ、契約の結び方としては、3者で連帯保証の方式にするとか、いろいろあるのかもしれない。業者と住民の間では解決がつかなくなるおそれがある。

A委員：私も、組合が責任をとらないでいいと言っているわけではない。一般的な工事協定書の結び方は、地元住民と事業主と建築業者、実際に工事をやる3者が入り、事業主が責任持って、問題を解決する。という形式が一般的だと

言っている。今までも、私は、何十件という、ほかの方の工事協定書を見せてもらっているし、私も何回か見てもらっている。それから、市の都市整備課が間に入り、工事協定書も結んでいるが、必ず建築主と建築業者とが責任を持つという形式をとっている。もし建築主と業者の間でトラブルになったらどうする、という話にもなってくるから。地元住民に対して、一般市民に対して、市がやっているとしたら、市が責任持って建築業者については監督する。という1項目が入っていれば、私もしようがないかなと思うが、先ほどから言っているように、行政がやっているということと言われると、税金を使っているわけだから、一般市民もそういう点では、きちっと監視しなければならない。一般的には、そういう工事協定書の結び方が世の中の進め方ではないか。もし違うようなら、ほかの例を提示いただければいいと思う。

会 長： 今の点に関しては、私はわからない。どなたか意見はあるか。

副 会 長： 私も工事を随分いろんなところでやってきた。確かにA委員のおっしゃったようなやり方の、当事者3者で結ぶ形式もあったし、東京都などでも、東京都が表に出てというケースもあった。焼却施設の場合、建設に至るまでに地元の方とのやりとりが非常にたくさんある。ただ、それだけでは、今言ったように、事業者である東京都がみんな税金で払うのかということになってしまう。そこは契約書の中に、この工事協定書に基づいて工事をやりなさいよ。この協定に違反する、あるいは建設業者が原因で何か問題を起こしたときは、建設業者がしっかりと損害賠償するのですよとか、そういう形で、税金を使わないで済む、業者に責任がいくような形で処理ができるようにやってきている。いろいろ事例があろうかと思う。今回の場合も、既に合意されていることが第1点、建設工事の契約書で、業者が原因で問題を起こしたとき、業者に責任がいくように、損害賠償は業者にさせる仕組みが、担保されている。この件に関しては、A委員の今までの経験からすると変わって見えるかもしれないが、実質的には税金を使わないで業者に責任を持たせるという形になっている。これで皆さんにも可としていただければどうか。

A委員： 締結してしまっているわけですから。一般的にはこうですよ、ということをお話しただけである。

会 長： 締結した後でも問題があれば、これは好ましくないと思う。

A委員： それは当然である。

会 長： 問題が発生しない担保があれば、それでよいのでは。その点について事務局から説明をお願いしたい。

事務局： 先ほど、申し上げたように、私どもは、ふじみ衛生組合として、地元の住民の皆様ときちっと工事協定を結ぶという精神である。それは一般的ではないやり方かもしれないが、先ほど、副会長から話があったように、ふじみ衛

生組合と施工業者の間で、工事契約の中できちっとそこは担保していくということでご了解いただければと思う。

会 長： ほかに意見はあるか。

C委員： ふじみ衛生組合とJFEの間でどういう契約をしているのかよく知らないと、机上の空論になってしまう。例えば、ダイオキシンが許容値より余計発生しているというような場合は、装置を全部入れかえることを要求しているのか、修理すれば直るものなのか、いろいろケースがあると思う。その場合、どういうふうに対処することになっているのか。

もう一つ、国の基準とか、ふじみ衛生組合の設定値とかいろいろあるが、実際にはダイオキシンがこれ以上発生しているとか、さらに、ダイオキシンによって、ある住民が体調を壊したとか、そういうときにどう対処するのか。その辺がどこまで業者とふじみの間で協議されてきたのかという点が問われないと、契約の形のことだけじゃないような気がする。

事務局： C委員の内容は、工事協定ではなく、その後の運営の中で、イレギュラーな事態が起きた場合にはどう対応するのかという、運營業務の話ではないかと思う。今お示ししている排ガスの濃度を超えた場合は、当然、炉を停止して、原因を追及して、修理をして、試運転をして、また、この排ガス基準を越えないということが確実にできないと再度運転はしないという形になっている。

また、被害が発生した場合には、その被害については運營業者が負うという契約内容になっているので、ご心配は要らないかなと思う。

会 長： 今は工事協定書についての議論である。

それでは、4番目の環境影響評価に係る事後調査計画書及び事業計画の変更について説明をお願いしたい。

(4) 環境影響評価に係る事後調査計画書及び事業計画の変更について

【事務局説明】

会 長： 事業計画の変更について、質問・意見はあるか。

D委員： 壁面緑化は私どももお願いしていたので入れてもらい非常にありがたく思っている。後で是非説明がほしいのは、壁面緑化の範囲、ほんの申しわけ程度だと思う。特に南面は、建物の高さが28メートルもあるのに、2～3メートルしかない、入り口ができないのはわかるが、ほかの部分はもっとやっつけていいのではないか。更に資源化处理施設、東側・北側建屋等も含めてトータルで考えてほしい。できれば、施設内容の説明の時に、あわせてご回答いただけたらと思う。

A委員： 発電機の発電容量が、7,900kwから9,700kwと大幅に増えてい

る。業者を決める価格審査の中で、売電が大幅に増えたことによって、運営費が非常に安くなったという説明があった。この点について説明をお願いしたい。

事務局 : まず1点はごみ質である。私どもは、ごみ質はプラスチックを中心とした高質のごみ(カロリーの高いごみ)、標準のごみ。そして、生ごみを中心とした低質ごみと、大きく分ければ3つになると思っている。ふじみ衛生組合に入ってくる可燃ごみは、それらのごみ質の中で、プラスチックを中心とした高質のごみと標準のごみの間ぐらいか、そのちょっと下ぐらいのごみ質が中心になるのではないかなと想定し、7,900kw以上の発電は可能であるということで当初仕様書に記載した。

今回の提案で、JFEは、そこに基準を置いてしまうと、プラスチックを中心とした高質のごみ、高いカロリーのごみが入ってきても、そこまでしか発電できないのもったいないという思想のもとに、さらに高いごみ質にターゲットを当てて発電機の容量を設計している。高質のごみ、高いカロリーのごみが入ってきても、ごみのエネルギーを捨てることなく、全部発電しようということで、一回り大きな発電機を提案してきたということである。

A委員 : それによって売電量が増えたということですね。

事務局 : 売電量は、確かにその部分もありますが、それ以外にも大きな要素が2つあります。1つの要素は、ボイラーの蒸気条件。昔は蒸気の温度が300度で3メガパスカルぐらいであったのが、今は、400度で4メガパスカル。さらに高温高压の蒸気条件で発電できるようになったという技術的な問題。それと、もう1つは、売るときの値段である。私どもは、近隣他市の状況等を見まして、1キロワット当たり7円で売れると想定したが、JFEからの提案では、1キロワット当たり10円ぐらいで売れるということで、1キロ当たり3円の違いがある。この2つが大きな要因で、それに加え、先ほどの、設計のポイントをどこに置くかという3つの要因で、今回はかなり売電収入が増えているというような状況である。

副会長 : もう1点、追加すると、資料6の18ページを見ていただきたい。白煙の防止をやめて、乾式の排ガス処理にした関係である。湿式だと排ガスの温度を上げるために、かなり蒸気をたくさん使っていたのだが、乾式の排ガス処理に変えたので、それだけ発電に回せる蒸気量が増えた。これが大きく効いて、7,900kwから9,700kwまで発電量を上げることに大きく貢献したと思う。

L委員 : ごみを減量していこうという努力もある。ごみ減量とはどういう関係があるのか。

事務局 : ごみの減量との関係ですが、発電の量は、ごみの量とごみのカロリー、この

2つの要素がある。ごみの量が増えれば発電量は増える、ごみの量が減れば発電量は減る。ごみのカロリーが増えれば発電量が増える、ごみのカロリーが減れば発電量が減るということなので、まさしく今、L委員がおっしゃっていただいたとおり、ごみの量が減れば発電量は減るということになるろうかと思う。

会長： 今の説明の18ページで、排ガス処理方式が湿式から乾式に変わった。そのメリット、デメリットを事務局ではどう判断したのか。

事務局： ふじみ衛生組合では、排ガスの自主規制値を日本でもトップレベルの規制値にしていることから、以前の技術では、湿式、実際に排ガスを水で洗わない限り、そこまで落とせなかった。ところが、昨今、乾式でも薬剤を吹き込むことによって、水で洗うのと同等の排ガス処理ができるようになった。技術的に向上してきたということである。今回、落札したJFEエンジニアリングは乾式で提案があった。それぞれメリット、デメリットがあると思うが、1つとしては、排ガスの処理についてはほぼ同等の基準を守れる。少なくともふじみが今回設定した、かなり厳しい自主規制値はクリアできる。ただし、塩化水素については、湿式のほうがさらに落とせる可能性があるということが湿式のメリットだと思っている。

一方、湿式のデメリット、逆に言えば乾式のメリットになるわけだが、乾式のメリットとしては、水処理をしなくて済むので、水処理にかかる費用、薬剤、環境負荷が低減できるということ。それと、先ほど、副会長からご説明があったとおり、湿式を乾式に変えることによって、煙突に出すときの排ガスの温度が高くなる点。湿式だと排ガスを水で洗ってしまうので、排ガスの温度が低くなり、それをまた煙突から出すときに高くしなければならぬので、かなりエネルギーを使ってしまう。乾式であれば、水で冷やしてない分、排ガスの温度が高いので、煙突に出すときのエネルギーが湿式よりは削減できる。エネルギーの視点では乾式のほうがよいのではないか。これが、先ほど言った、売電のほうに回せることによって、例えば、電力会社が火力発電している、そういったところの電力を、もし焼却場の電力で賄うという視点に立てば、地球レベルではCO₂の削減等にも貢献できているのではないかと考えているところである。

会長： ほかに、これに関連してなにかあるか。

F委員： 関連するかどうかわからないが、建設工事請負契約の締結の中に、施設規模が1日当たり288トンと書いてあるが、これは何を基準にして288トンに決めたのか、教えていただきたい。

事務局： 288トンという数字だが、これはこの市民検討会の前委員の皆さんにご議論いただいたところである。三鷹市、調布市、それぞれごみ量の将来計画、ごみ処理計画に基づいて、各年度ごとのごみ量を出していただいた。焼却対象ご

み、焼却しないごみも全部含めて出していただきいて、その中から、両市の焼却対象ごみがピークになる年のごみ量をもとに計算をして、割り出した数字が最終的にこの288トンになったということである。

F委員：ピークは何年ぐらいか。

事務局：平成31年度がピークということになる。

会長：この事業計画の変更に関連して、ほかにあるか。

それでは、次の5番に移りたいと思う。

(5) 既存施設の解体工事について

(6) 土壌調査について

【事務局説明】(5)と(6)を一緒に説明。

会長：土壌調査も、汚染がなかったということで、ほっとするところかと思うが、この2つ、5番、6番について、何かご質問、ご意見はあるか。

F委員：土壌検査の項目はどのぐらいか。

事務局：土壌検査項目については、先ほど言った東京都環境確保条例に基づき一種から二種、三種までである。第一種が11項目、第二種が9項目、第三種が6項目で、合わせて26項目である。第一種はガス類になる。例えば、トリクロロエチレンだとか、東側建屋のときに出たベンゼンなどが第一種に含まれる。

第二種、これは重金属類で、六価クロムなどがある。これもこちらの調査のときに出て、土壌の入れ替えをやった経過がある。

第三種というのは、農薬系である。例えば、シマジンとかチウラムなどである。

F委員：水質は調査しなくてよいのか。トリクロロエチレンというのは、特に水に多く入っていると思うが。

事務局：今回の調査方法は、ボーリング調査といって、直径2センチぐらいのドリルで深さ1メートルぐらいまで穴をあけ、そこからガス類をとるという方法と、もう一つ、第二種という重金属類については、舗装と路盤の下50センチのところから土壌をとって、分析する。いずれにしても、汚染されたものは出なかったということである。

A委員：ちょっと参考に聞きたいのだが、この解体工事というのは、新ごみ処理施設に関して、東京都の環境影響評価条例の中の一連の手続の中でやっているのか。

事務局：環境確保条例や東京都の環境影響評価条例に基づいて行っている。

A委員：環境確保条例というのは別の条例である。これは、いろいろな工事をやるたびに、必ず規模に応じてひっかかってくる。だから、一連の流れで、新設工事に係る環境影響評価条例のその中の一環としてこれも入っているのかということ

聞いている。

事務局 : そのとおりである。

A委員 : 解体工事は、どのぐらいの期間で行われたのか。

事務局 : 着手したのが5月11日。終了が7月28日なので、おおむね2ヶ月ちょっとであり、非常にスムーズにいったと思う。

A委員 : 解体工事についても、工事協定書を結び解体するのかなと思っていたのだが、今回は別にそういうことをせずに解体したのか。この建物は、鉄筋コンクリート、簡単な鉄骨だったのか。

事務局 : 地元協議会との工事協定を結んでいるので、解体工事についてもそれに準じて行った。例えば、作業時間とか騒音・振動の基準など、工事協定を守りつつ行った。

建物の概要だが、粗大ごみ処理施設は、鉄筋コンクリート、地下部分もあったので、その点ではちょっと手間取ったが、かなり大型の機械を入れたので、この工期の中で終了することができた。

会 長 : それでは、7番に移りたいと思う。(7)の計画通知の概要について、お願いしたい。

【事務局説明】(7)計画通知の概要について

会 長 : 9時を回っているので。見学、学習施設その他については、次回の討論に回したいと思う。今の説明について、何かご質問はあるか。

I委員 : 1つ目、5ページ8番の技術支援というところに、社団法人全国都市清掃会議というのがあるが、どういう団体で、どういう技術支援をしているのか、説明していただきたい。あと、4月に柏に見学に行ったときは、メンテナンスフリーの屋根とか外壁を使っていたようだが、こちらの新ごみ処理施設の外壁とか屋根は、メンテナンスは比較的にかかるのか、かからないのか、教えていただきたい。

事務局 : まず、5ページの事業概要(2/2)、8番の技術支援 社団法人全国都市清掃会議だが、これは、全国にたくさんの市町村があるが、そういった団体が、1つの団体では力が弱いので、力を結集することによって、例えば、国へ請願するとか、また、市町村がメンバーなので、市町村で今回のように焼却場をつくるというようなことがあれば技術支援をいただくということで、横浜市長が会長である。

事務局 : 今回、なぜ技術支援をお願いしたかということだが、三鷹市、調布市の職員に焼却場を建設した経験を持っている者が一人もいないので、私どもだけではなかなか立派な施設はつくれない。例えば、東京都の職員のOBの方とか、横浜市の職員のOBの方とかは、たくさんの焼却場を持っているので、非常に経

験豊かな方がたくさんいる。そういった方が社団法人全国都市清掃会議にはいるので、ふじみへ来ていただいて、いろいろ教えていただいているということで、今回、技術支援をお願いしたということである。

2点目は、屋根とか外壁がメンテナンスフリーなのかという質問があった。今回、要求水準書の中で、30年間使うことができる施設とするということなので、少なくとも設計のコンセプトとしましては、30年間使える施設としている。

今、メンテナンスフリーという話が出たが、これは使い方によるが、30年間もたすためには、その間に、ある程度手を加えていくということが条件になっていくと思っている。焼却炉の中、例えば、耐火レンガとかバグフィルタは消耗品なので、こういったものは、当然のことながら、定期的に交換して安全運転を心がけていく。

会 長： ほかに質問はあるか。

B委員： 初めに、駐車スペースについてである。これは以前も言及されたような気がするが、普通車の台数、また、不安なのは、大型バス及び中型バスの駐車が可能なのかどうか。2つ目は、建物の壁面の色について。かつて、いろいろ議論を交わしたことがあるんですが、今のところ、3ページのこの色をもって、決定的な意味合いを持つものなのか。

その他、要望が1つある。これは前向きな要望だが、三鷹市、調布市の両市の広報紙に、この工事が着工して2年後には竣工する予定だという予告を載せたほうがベターであるという気がしてならない。広報紙は非常によく読まれていると私は信じている。これだけのグッドニュースを、やはり市民の理解を得て、今後も協力を得ていくためにも、エキスをいいので、ほんとに予告でいいので、このグッドタイミングをとらえて、載せたほうが非常にいいという気がしている。

会 長： 今の点について、事務局はいかがか。

事務局： まず、1点目、駐車場の件であるが、6ページの全体配置図をごらんいただきたいと思う。

駐車場は大きく分け、2つある。1つは、建物の上部、北側にある駐車場だが、新ごみ処理施設は24時間連続運転なので、真夜中の従業員の方もいる。真夜中には交通機関がないので、北側駐車場は焼却炉を運転する方の駐車場である。質問にあった見学対応であるが、見学対応の駐車場は西側の駐車場である。大き目に書いてある駐車場、これがバスの駐車場で、バスは東八道側から入り、玄関の近くで、見学者を降ろし、バス駐車場で待機する。そして、一番小さいのより一回り大きい駐車場が、身体障害者用の駐車場ということで、玄関が一番近い所に身体障害者用の駐車場を設けている。残りが一般の駐車場、

市民の方の見学駐車場等々ということである。

2点目。色については、前回の市民検討会でも、いろいろご議論いただいている。まだ最終確定はしていないが、そろそろ決めなければならない時期なので、もしご意見があれば、また承りたいとは思っている。

それから、広報対応については、貴重なご意見として承る。

事務局 : 補足すると、広報対応については、まず、ふじみ衛生組合の広報を新聞折り込みで7月27日に発行する予定である。両市の広報についてであるが、調布市の市報については、7月20日号で、工事着手、竣工予定等をお知らせしたところである。三鷹市についても、工事着工した旨等の広報を、8月号か9月号で考えているようである。

H委員 : 建設費、維持管理費が大体どのぐらいかかるものなのか。これだけ精巧なものなので、その概略だけでも教えていただけたらと思う。

それから、昨日、地元協議会が行われたということで、先ほどの工事協定書等に関してもそうなのだが、地元協議会ではどういう意見が出されたのか。

会 長 : 時間も来ているので、要点的にお願いしたい。

事務局 : 前段の金額である、資料2のとおり、建物の設計と建設で101億6,400万円、消費税込み。

維持管理は、その下に書いてある、2の運營業務委託契約で、20年間で50億6,100万円であるので、1年当たり約2億5,000万円ということになる。

A委員 : それは、業者に払うお金か。

事務局 : 業者に支払うお金は2億5,000万円だが、業者さんは、それだけではやっていけないので、3億円ちょっとの売電収入を見込んでいる。したがって、1年あたり合計6億円弱で運営しているというのが正確な言い方になる。

事務局 : 工事協定等の関係で補足する。地元協議会でどのようなご質問があったかということだが、施設の内容について説明はしたが、終了時間が来たので、次回の地元協議会でご議論をいただくということになっている。

また、工事協定そのものは、地元協議会の中での総意という形で決めたもので、今日お示しした形が、地元協議会とふじみ衛生組合との間で結ばれた工事協定の内容である。地元協議会については、周辺の自治会、町会の皆様が参加しているので、合わせて21の自治会、町会の会長さんにもご署名をいただいたという形になっている。

会 長 : 詳細な施設内容、特に3階のスペース等については、今日は打ち切らせていただいて、次回にご意見等をいただきたいと思います。残りの、その他のところへ進ませてもらってよろしいか。

事務局 : その他ということで、本日、席上配付させていただきました説明会について

連絡する。

ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備事業の概要並びに建設工事説明会を7月30日、金曜日の午後7時から午後8時半。2回目が、7月31日、土曜日の午前10時から11時半、場所は今日と同じ三鷹市暫定管理地事務所棟3階の大会議室で行う。

広報については、両市の広報、ふじみ衛生組合の広報にも説明会の記事を載せる。また、ホームページにも掲載させていただくので、よろしく願いたい。

会 長： それでは、次回の日程を決めさせていただきたいと思う。事務局より案をお願いしたい。

事務局： 次回の日程であるが、今の皆様の任期が11月5日なので、それまでに環境学習機能等々について結論を出したい。したがって、今回はできれば9月上旬の9月6日、月曜日、7日、火曜日、8日、水曜日、このあたりで皆様のご都合のよろしい日をお願いできればと思っている。

会 長： 9月6、7、8の月、火、水は、私ども、会長、副会長は大丈夫なので、もし都合が悪い曜日があれば、遠慮なく申出てほしい。

(日程調整)

会 長： それでは、9月7日の火曜日ということで、次回も7時でよろしいか。

事務局： はい。19時ということでお願いします。

会 長： 今日は説明が大変多かったが、その中でもいろいろご質問、ご意見をいただいたと思う。我々の2年任期の期限も迫っているので、今回はまた締めくくりに近いところで検討させていただきたいと思う。

D委員： 今日の議事録に、私が質問した内容で、事務局から、ごみの燃焼の炭酸ガスの量について返答いただくことになっていた。次回ぜひ忘れずにお願いしたい。

話としては、プラスチックを燃やすので炭酸ガスが増えるとおっしゃるんだけど、だったら、ごみ1トン当たりの炭酸ガスはほんとうに減っているのかどうか。最新鋭施設、20年前の二枚橋と三鷹の施設のごみを燃やしたときの炭酸ガスより、今回の新ごみの方が炭酸ガスが多いというのは、僕はまだまだ信じられないので、ぜひ詳しいデータをお知らせ願いたい。

それから、もう1点、私、公害防止協定なんかで、重金属類について、何らかの規定が必要かどうかというのを非常に考えている。東京都でも、プラスチックを燃やすことによって重金属が増えるであろうということで、いろいろ模索しているようだが、いろんな知り合いから聞いても、ふさわしいデータがわからない。ふじみとして、水銀以外に重金属、例えば鉛とかニッケル、クロム、そういうようなものが規制値として必要なかどうか。どうお考えになってお

られるのか。私も調べたいと思う。数回前だったと思うが、副会長さんにそのことを申し上げたときには、考えるべきじゃないですかねというコメントもいただいたような気もしている。ぜひどうお考えなのか。規制する価値があるのかどうか。それも、よくわからないのであるが、そういうことに対するお考えをぜひお示しいただきたいと思い、ちょっとお時間をいただいて話をさせていただいた。

会 長： 次回でよろしいか。

D委員： 結構である。

会 長： 先ほど質問が出た建物の色であるが、事務局で幾つかのパターンが出せるのであれば、ありがたいと思う。その辺も含めて次回にさせていただきたいと思う。

午後9時30分散会